

奈良県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年三月十八日治道北部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和三年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾